

**琴浦町人権施策基本計画（案）および琴浦町人権施策実施計画（案）に関するパブリックコメント実施結果
（令和5年3月実施）**

- 1 意見募集の期間 令和5年3月2日(水)～令和5年3月22日(水)
- 2 周知方法 町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはく、東伯・赤碕文化センター
- 3 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
—	—	3人（28件）	9人（22件）	12人（50件）

4 対応方針

①反映する （一部のみ反映も含む）	②すでに盛り込み 済み	③今後の課題と して検討	④その他（意見等）
28件	0	5件	19件

※1つの回答に、複数の対応方針をおこなっている場合もあります。

件数	琴浦町人権施策実施計画 （案）ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂（案）への反映状況等	対応 方針
1	p.3 はじめに	琴浦町としてのあらゆる差別を根絶する姿勢が希薄です。 行政の責務として、あらゆる差別の解消を図るという姿勢を明 記すべきです。	7ページ、第2章「人権施策の推進方針」1（1）に町の責 務として、人権尊重の視点に立った町政運営に努めることと と、さまざまな人権課題に対し全庁的に取り組むことを記載 し、行政の責務として、あらゆる差別の解消を図るという姿勢 を明記しました。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
2	p.3 はじめに	どの人権分野でも、差別の実態に学び、被差別当事者の声をしっかり反映させてほしいです。今なお、部落差別がある現実を目の当たりにしており、安心して暮らすことができません。最後のところに「あらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう」とありますが、本当にそうしてほしいと強く思います。	本計画は、町内外で発生した差別事象や、さまざまな取り組みの中で寄せられた意見・要望、町が実施した意識調査の結果をはじめ、各人権分野に関して把握可能な現状や課題に基づいて策定しています。その際、最も重視しているのは、被差別当事者の声やニーズを反映させることであり、また、「人権尊重の社会づくり」を前進させていく施策となっているかどうかということです。ご指摘の通り、本計画が差別の現実や実態に即したものとなるよう、今後も努めて参ります。	④
3	p.3 はじめに	8段目「……ため、」の次に挿入すべき 「人間は尊敬されるべきもの」と日本初の人権宣言と言われている全国水平社創立宣言の精神に学び、その継承を受け継ぎ、～	第1章「基本的な考え方」に記載のとおり、全国水平社創立宣言をはじめとする国内外のさまざまな人権に関する取り組みや、町の条例・基本理念のもと、本計画を策定しております。	①
4	p.3 はじめに	9段目「……策定にあたっては、」の次に挿入すべき あらゆる差別行為の根絶をめざします。そして、～	3ページ、第1章「2 人権施策基本方針の位置づけ」の中にあらゆる差別の根絶を目指すことを記載しました。	①
5	p.3 はじめに	26段目（下から3段目）「……精神が」の次に挿入すべき 自らの人権課題として～	7ページ、第2章「1 協働による人権尊重のまちづくり」として、町、町民、事業者が連携・協力しあいながら、自らの人権課題として、それぞれ主体的な行動、取り組みを推進していくことを記載しました。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
6	p.7～9 第1節 男女共同参画に 関する人権	<p>男女共同参画がなぜ謳われてきたのか、いまだに日本社会に残されている問題は何か、といった視点をおさえた上での取り組みなのでしょうか。法の主旨がなかなか達成できないのはなぜなのか、琴浦町でなぜ提示されている施策が必要なのか、説明を加えていただくとよいと考えます。行政機関としてこれらの取り組みを継続すれば、町民の意識を改善へ導けるという見通しが、見えにくいのではないかと感じます。いわゆる子育て支援に係る施策は充実しており、子育て世代には必要不可欠な施策であると思うのですが……。</p>	<p>男女共同参画に関して、国・県、そして本町もさまざまな取り組みを実施してきましたが、思うような成果が得られていない面があるのも事実だと思います。「法の趣旨がなかなか達成できない」理由や原因には多くの分析や指摘があり、簡潔に説明することは困難ですが、少なくとも「それだけ日本社会に深く根づいてしまった課題であり、簡単には解決できない複雑な課題である」と言えるのではないのでしょうか。また、少子高齢化がさらに進もうとする中、子育て支援に関わる施策は喫緊の課題であり、多くのニーズに基づいて取り組んできました。町としてできることには限界もありますが、他の施策についても、男女共同参画やジェンダー平等の推進を達成するため、努力を重ねてまいります。なお、「第4次琴浦町男女共同参画プラン」には、町の取り組みについて、さらに詳しく記載しておりますので、参考にいただければ幸いです。</p>	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
7	p.7～9 第1節 男女共同参画に 関する人権	男性にとっても女性にとっても、そして、LGBTQの方にとっても、生きる権利が保障されるようにしてほしいと思います。例えば、トランスジェンダーの方にとって、トイレや就職等をはじめ、生きづらさを感じる場面がまだまだたくさんある状況です。LGBTQの方のニーズを十分にふまえた事業にしていきたいと思います。	LGBTQへの理解を進める取り組みについては、19ページ、「3 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進」の(4)に多様な性への理解の促進について記載しました。また、第4章の「具体的な取り組み」57ページに事業を記載しました。また第3章「14 性的マイノリティの人権」と第4章の68ページにも事業を記載しています。当事者の方のニーズを踏まえた事業については、今後検討していきたいと思います。	③
8	p.7 第1節 男女共同参画に 関する人権	「施策の基本的方向」(1)～(6)の見出しの冒頭すべてに「笑顔輝く」があるのは、とってつけたような印象があり、違和感を覚えます。	18～19ページに記載のとおり、町男女共同参画プランの4次計画にあわせて、「施策の基本的方向」の内容をすべて見直しました。	①
9	p.7 第1節 男女共同参画に 関する人権	「施策の基本的方向」(1)にある「ワークライフバランスづくり」は、「ワークライフバランスの社会づくり」とした方がいいと思います。	町男女共同参画プランの4次計画にあわせて、「施策の基本的方向」を変更しております。ワーク・ライフ・バランスの内容は、「誰もが活躍できる環境づくりの推進」に記載しています。	①
10	p.7 第1節 男女共同参画に 関する人権	「施策の基本的方向」(5)にある「男女間における暴力(DV)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害」は、まさにその通りです。そして、すべてのハラスメントも人権侵害であり、無くすための施策に取り組むべきです。	57ページ第4章の「具体的な取り組み」に施策を記載しました。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
11	p.17～19 第4節 障がいのある人 の人権	特別支援教育の必要な子どもたちが多くなったと感じていますが、自閉スペクトラム症等について、町民は偏見なく理解できているのでしょうか。町民一人一人の差別性を問うような学習を展開できないだろうか、と思います。	58ページ第4章「発達支援・特別支援教育の充実」に「発達障がいに関する理解・啓発の推進」として町民や保護者への啓発を行うよう記載しました。	①
12	p.17～19 第4節 障がいのある人 の人権	精神障がいのある方への差別は、今も根強くあると感じています。町民一人一人の差別性を問うような学習を展開できないだろうか、と思います。	精神障がいのある方への差別の解消も含め、さまざまな障がいについての理解が進むよう啓発を行うことについて、P27ページからの「障がいのある人の人権」の中に記載しました。	①
13	p.20 第5節 部落問題	多くの節が「～(の)人権」とあるのに、この節が「部落問題」となっていることに違和感を感じています。「部落問題」という表記だと、結局、被差別部落の側に問題があるように見えてしまう可能性があります。部落差別こそが問題なのです。誤ったイメージを生じさせない表現をしてほしいと思います。	「～の人権」とあるように、多くの差別にはそれに先立つ区別があります。しかし、部落差別の対象とされている被差別部落出身者が他の人と区別される身体的、文化的、社会的特徴はなく、他の人権課題のように「～の人権」とすることはできない、わが国固有の人権問題といえます。「部落問題」という表記は、被差別部落の側に問題があるという意味ではありません。部落差別は差別をする側の問題です。そして「部落差別」という表記だけでは表現しきれない、複雑な問題も含め「部落問題」と表記していることをどうかご理解ください。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
14	p.20 第5節 部落問題	<p>「施策の基本的方向」(4)にある「差別的な」という表現は、差別発言が軽視されているように感じられ、憤りを覚えました。意識調査にあった「差別的な発言」の内容がどういものだったのかわかりませんが、私自身が目の当たりにしたものは全て差別発言であり、差別“的”なもの一つありません。</p> <p>たとえ遠回しな表現であっても、差別発言は、潜在的な差別意識のあることが問題なのだと思います。そこに気づき、問題意識を持ち、どう行動すべきか考え、実践できるようになるために、人権学習が欠かせないと私は考えています。差別や自分の中の差別意識に気づかないで生活するのは、決して幸せではないと思います。</p> <p>日常的には差別発言などしない人でも、婚姻や土地の売買等の際には部落差別の言動をしてしまう場面に、私は何度も遭遇してきました。特に、結婚差別については、被差別当事者が、他者に話せるようになるまで数年、数十年かかることがある、という事実も知りました。</p> <p>この町内にも、差別を受けたことを言えないまま、生きている人がいることを理解した上で、施策を進めていただきたいです。</p>	<p>令和元年度に実施した琴浦町人権・同和教育意識調査のアンケートの質問項目に「差別的な」という表現を行ったのは、さまざまなご意見をより広く拾うためにそのような記載にいたしました。</p> <p>ご意見にありましたとおり、今なお部落差別が存在している現実を重く受けとめ、偏見や差別に基づく部落差別の解消や差別意識からの解放に向けた取り組みを今後も進めていきます。</p>	④
15	p.20 第5節 部落問題	この節の中に、解放「学習会」の表記がないのはなぜでしょうか。	65ページ、第4章の「5部落問題」に小中学生学習会を記載しました。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
16	p.20 第5節 部落問題	<p>町外で、被差別部落に対する差別事象があれば、それは琴浦町内の被差別部落にルーツがある人たちにも向けられている、というのが部落差別です。</p> <p>「施策の基本的方向」(4)に「差別的な扱いをされた人に寄り添い……支援体制づくり」とありますが、それだけでいいのでしょうか。差別事象を「町の課題」として捉え、差別する立場・差別される立場の双方が、正しく学び直す機会にしなければならないのではないのでしょうか。その場に居た人たちだけの問題で片づけてはいけないと思います。</p>	<p>11ページ、第2章の「人権施策の推進方針」の「5 差別事象への対応」として、差別事象の発生時には、速やかに事実関係を正しく把握し、関係課等で対応について協議するとともに、琴浦町差別事象検討委員会を開催し、差別や人権侵害にかかる事象の要因、社会的背景を分析することや、再発防止等について協議し、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討していくことを明記しました。</p>	①
17	p.20～21 第5節 部落問題	<p>熱心に取り組んできたはずの部落問題学習について、琴浦町内でも学習機会が減っているように感じています。日常では、見えないにくいところで、差別的な言動や雰囲気を感じるので、このままでいいわけがないと思います。特に、学校教育での部落問題学習を充実させてほしいと思っています。</p>	<p>学校における部落問題学習の充実は必要と考えております。第3章「5 部落問題」33ページと第4章「具体的な取り組み」の63ページに発達段階に応じた人権・同和教育、啓発の推進として「学校における部落問題学習」を記載しました。</p>	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
18	p.20 第5節 部落問題	<p>1 2段目の次に挿入すべき</p> <p>(6) 差別行為(態度、発言、落書きなど)等と出会った時や発見した場合、注意や指摘することができる行動力の育成に努めるとともに、町や関係機関へ通報する態度を身に付けられるよう努める。</p> <p>(7) 差別行為者にとっても差別行為は心に傷として残ること、さらには差別意識の存在は人間性を歪めているということなど、教育・啓発事業の視点に取り入れ啓発に努める。</p> <p>(8) 公民館単位を対象として、こども園、学校、民生児童委員、区長、青少年育成団体、社会教育団体などによる人権・同和教育推進協議会の設立に努める。また、住民の自主活動組織への支援に努める。</p>	<p>(6) (7) について 第3章の「5 部落問題」33ページの「施策の基本的方向」(2)に町民一人ひとりが部落問題を自らの課題として捉え、部落差別の解消に向けた行動化につながるよう学習機会の提供と啓発の推進に努める内容を記載しました。</p> <p>(8) について 今後のより良い人権・同和教育の推進方法については、町でも検討しているところです。住民の自主活動組織への支援については、「対象別人権・同和教育研修事業」を行っております。地域で人権研修等を開催される場合に、講師謝金の助成を行います。</p>	① ③

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
19	p.20～21 第5節 部落問題	<p>「実施計画」に追加挿入すべき</p> <p>事業名 公民館等事業 内 容 あらゆる人権問題をテーマに講座を開催するなど、教育啓発に取り組む。また、地域内の人権擁護団体をはじめ各種団体の育成に努める。</p>	<p>9ページ、第2章「人権施策の推進方針」(3)の「施策の基本的方向」に「町民に対し、広く人権問題についての理解の推進を図るため、公民館等の社会教育施設等においても講座の開催や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供を行います。」という記載を入れました。</p> <p>地域内の人権擁護団体をはじめ各種団体の育成については、「対象別人権・同和教育研修事業」を行っております。地域で人権研修等を開催される場合に、講師謝金の助成を行います。</p>	①
20	p.20～21 第5節 部落問題	<p>「実施計画」に追加挿入すべき</p> <p>事業名 部落問題から学ぶ学習の推進 内 容 児童・生徒をはじめ、年代別に被差別体験がある人との交流を深める機会や現地研修会を開催するなど、部落問題を自らの課題として捉えられる学習の推進に努める。</p>	<p>63ページ第4章「具体的な取り組み」の「5部落問題」の「部落問題の正しい理解」の中に現地研修(フィールドワーク)の実施や「部落問題学習への講師派遣」を行うよう記載しています。</p>	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
21	p.20～21 第5節 部落問題	「実施計画」に追加挿入すべき 事業名 指導者の育成 内 容 差別行為を断ち切る力の育成を図るため部落問題 学習を系統的に実施し、居住地域・職場内での指導者育成に 努める。	地域・職場内での指導者育成については、県や関係団体 と連携して行えるよう検討していきます。	③
22	p.20～21 第5節 部落問題	「実施計画」に追加挿入すべき 事業名 研修への派遣と指導者の育成 内 容 各地で開催されるさまざまな研修に町民を派遣 し、人権課題の解決に向けた指導者の育成に取り組む。	町・同和教育推進協議会事業や町の職員研修として、県 内・県外で開催される研修会および大会に、町民や各団体 を派遣し資質の向上に努めています。	①
23	p.20～21 第5節 部落問題	「実施計画」に追加挿入すべき 事業名 悪質な広報等を頒布した発行者・団体等への対応 内 容 差別行為あるいは意図があると認識された場合に は、鳥取県及び法務局・人権擁護委員、当事者関係団体等と 連携し、頒布した発行者・団体等へ迅速に対応し行政指導を 行う。	11ページ第2章「人権施策の推進方針」の「5 差別事象 への対応」について、差別事象が発生した場合は、「琴浦 町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関 係を正しく把握し、関係課等で対応について協議すると ともに、関係機関に報告を行い、琴浦町差別事象検討委員会 を開催し、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方 について検討していくことを記載しました。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
24	p.20～21 第5節 部落問題	「実施計画」に追加挿入すべき 事業名 差別事象への対応 内 容 さまざまな差別事象に対し「差別事象対応マニュアル」に基づき、関係団体等と連携して、問題解決に取り組むとともに、啓発のあり方を検討し事象の未然防止に努める。	同上	①
25	p.21 第5節 部落問題	「実施計画」の「小・中学校での支援」の内容に挿入すべき そして、被差別部落内外の児童・生徒の仲間づくり及び「社会的立場の自覚を深める学習」に取り組む。	被差別部落内外の児童・生徒の仲間づくりについては、64ページの第4章記載にしています。「社会的立場の自覚を深める学習」については、今後の検討課題とさせていただきます。	① ③
26	p.23～24 第7節 外国にルーツを持つ人の人権	琴浦町内にも、最近、労働者としてお住まいの方が増えていて、この方々へも人権施策が行き届くことが必要だと考えます。琴浦町としてできる施策をしっかりと打ち立てることができればよいと思います。	35ページ、第3章「外国にルーツがある人の人権」の中にも記載のとおり、企業等が海外から受け入れている研修・技能実習生の方の人権についても配慮がされるよう、企業等に啓発を行います。また、交流の機会の提供や地域に溶け込める支援を行います。	①
27	p.23～24 第7節 外国にルーツを持つ人の人権	ネット上では、相変わらずヘイト発言が多く見受けられます。この状況をふまえ、琴浦町でも「ヘイト発言禁止条例」を制定してはどうでしょうか。	本町では「町人権尊重の社会づくり条例」に基づき町人権施策基本方針を制定し、さまざまな人権課題に対しての教育・啓発を行っております。ネット上でのヘイト発言についても、条例及び基本方針に基づき取り組みを行います。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
28	p.23～24 第7節 外国にルーツを 持つ人の人権	「実施計画」に追加挿入すべき 事業名 団体育成事業 内 容 外国にルーツを持つ人やルーツを持つ子どもを対 象に、交流事業を通じて仲間づくりを行い団体育成に努め る。また、鳥取県国際交流事業団等と連携し日本語教室の開 設に努める。	36ページ、第3章「外国にルーツがある人の人権」の 「施策の基本的方向」1(3)や65ページ第4章に、町国 際交流教会の支援や連携について記載しました。	①
29	p.25 第8節 病気にかかわる 人の人権	「施策の基本的方向」(1)の文末を次のように修正すべき 「～啓発活動や講演会を実施する。」	39ページ、第3章「病気にかかわる人の人権」の「施策 の基本的方向」1(1)及び66ページ、第4章にも「啓発活 動や講演会を実施」について記載しました。	①
30	p.25 第8節 病気にかかわる 人の人権	実施計画「啓発活動」の文頭に挿入すべき 町民がハンセン病問題を正しく理解できるよう～	病気に対する正しい知識の普及啓発については、ハンセ ン病問題をはじめとするさまざま病気や感染症等について 行っています。	①
31	p.32 第14節 性的マイノリ ティの人の人権	LGBTQの方の人権を保障する取り組みやパートナ ーシップ条例の制定等、具体的な施策を掲げることが必要では ないかと考えます。	今年度10月に県が「とっとり安心ファミリーシップ制 度」制定しました。本町でも県と連携して制度を活用した 行政サービスが提供できるよう取り組みます。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
32	p.32 第14節 性的マイノリ ティの人の人権	学校教育においても、町内在住のLGBTQの方が、安心して生活できるための具体策が少ないように感じます。	LGBTQの方が安心して生活できるための具体策は、まだ不十分であると思います。多様な性について理解を深めるための教育・啓発を進めるとともに、具体的な取り組みについても、今後検討していきます。	③
33	p.34 第16節 個人情報の保護	15段目の次に挿入すべき (5) 自らのふるさとが暴かれていること、ふるさとがさらされていることを不安に思い、自らの出自とふるさとを隠して生活している人がいることを認識し、インターネット上の差別記載の削除をプロバイダー、法務局等に求める。さらに、身元調査などの根絶に努める。	「インターネットモニタリングの実施」について、第4章54ページ「差別事象への対応」、64ページ「部落問題」、67ページ「インターネットにおける人権」について記載しました。	①
34	p.34 第16節 個人情報の保護	「実施計画」に追加挿入すべき 事業名 司法書士・行政書士等への啓発 内容 法務局、鳥取県と連携しながら8業士を対象に研修会を開催するなど、啓発活動に努める。	33ページ、第3章「部落問題」の「施策の基本的方向」4(4)や50ページ「個人情報の保護」などに結婚や就職など差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査を依頼したり引き受けることは、人権侵害であり差別行為であることを、広く啓発していくことを記載しました。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
35	その他	<p>国内の自殺者は減らない状況であり、他人ごとではありません。琴浦町内でお亡くなりになった方には、自死された方はないのでしょうか。自死された方のご遺族の方へのサポートも必要な時代になっていると思います。</p>	<p>鳥取県では全国と同じく平成10年より自殺者数が増加していましたが、平成26年より自殺死亡率が全国平均を下回っています。</p> <p>琴浦町の自死者の人数は鳥取県精神保健福祉センターより報告を受けていますが、個人情報提示はされていません。ご遺族の方へは精神保健福祉センターが行っている「遺族家族の集い」の案内の他、「とっとり自死遺族コスモスの会」の紹介を行っています。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
36	その他	<p>インターネット上で差別的な書き込み等を何度か見たりした事もありますが、先日「2022年度 差別事件報告・人権確立をめざす鳥取県民集会」に参加し、県内で発生した3件の差別事象の報告を聞いて、現実の世界でも今なお差別事象が発生していることに驚きました。</p> <p>差別を受けた人、差別をした人だけの問題でなく、周りにいた人、それを見聞きした人が何を感じ、どう行動するか、改めて考えさせられる日となりました。</p> <p>この基本計画では、いろいろな人権問題に出会った時どう対応するかを関係団体等とも連携して検討し、あらゆる人権課題の解決に向けて取り組んでいただきたいです。</p> <p>また、家庭、友人・仲間、職場等、よく話し合っ、より良い人間関係等を作っていける人を育てていく町づくりをしていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>人権はすべての人に保障されている権利であり、相互に尊重しあうことが大切です。</p> <p>さまざまな人権問題についても差別を受けた人、差別をした人だけの問題と捉えるのではなく、周囲が関心を持ち解決に向けて一緒に考え取り組んでいくことは、自分自身も含めすべての人の幸せにつながります。「差別の現実から学び」自らの課題として考えていくことができるよう啓発を行っていきます。</p>	④
37	その他	<p>差別行為にあった人の速やかな救済が望まれますが、担当職員の考えによって左右される実態があります。今までできていたことが速やかに行われないのは、個人の力量不足とは言えません。部落差別に対する行政の怠慢です。</p>	<p>差別行為が発生した時に速やかに対応が行えるよう、全ての職員に対し「差別事情等対応マニュアル」の研修を行います。また、差別に気づくことができる人権感覚を身につけることができるよう人権研修の実施やさまざまな人権啓発研修への積極的な参加の呼びかけ等を行っていきます。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
38	その他	被差別当事者を抜きにした計画や施策実施とならないよう、当事者団体の意見や当事者の思いが反映された対応をしてほしい。差別事象が発生した際には、速やかに被害者救済を行ってほしい。	<p>計画の策定にあたっては、各団体の代表で構成される人権尊重の社会づくり審議会で、さまざまな分野からのご意見をお聞きしながら計画を作成しております。</p> <p>差別事象が発生した場合は「差別事象等対応マニュアル」に基づき速やかに対応していきます。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
39	その他	<p>「はじめに」の最終段に、くあらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、今後とも、町民と協働して、個別の人権課題への取組を推進し、差別のない、人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。>とあります。</p> <p>人権に対する問題事象は、一つ一つが個別の具体的事象ですが、それに対応する者は「人権を尊重し、自(みずか)らへの戒めをもって対峙しなければいけない」点において、共通しています。</p> <p>政府の人権問題案件が、「障がい者差別」「外国人差別」「部落差別」「アイヌ民族差別」他、個別立法としている理由として、それぞれの立法事実があり、それに伴う対策方法が多岐にわたり、網羅的な立法が困難だったため、と言われています。しかし、実際の市町の現場において取組む差別問題は、多くの共通した事由を持っています。差別問題に取組もうとする実行者には、上記の「自らを省みながら」ことにあたるのが重要だと考えます。</p> <p>「人権施策」の実施にあたっては、それぞれの人権分野にとらわれすぎることなく、当事者の目線に立って、我がこととして推進していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。人権施策を推進するにあたっては、町が行う全ての業務は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっていること、そして行政職員としての責務を自覚しながら、さまざまな人権課題について施策を推進していきます。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
40	その他	基本計画(案)・実施計画(案)の内容に、どれだけの町民の声が反映されているのだろうか、当事者の思いが込められているのだろうか、と感じる。どの項目も、差別を受ける当事者を抜きに話を進めてしまうことがないようにしてほしいし、起きた差別は町の実態と捉え、「協働」での対応体制を構築してほしい。	計画の策定にあたっては、各団体の代表で構成される人権尊重の社会づくり審議会で、さまざまな分野からのご意見をお聞きしながら計画を作成しました。 差別事象が起きた場合は、「差別事象等対応マニュアル」に基づき、関係課、関係機関、団体と協力しながら、再発防止に向けた啓発等について検討していきます。	④
41	その他	各分野に文化センター事業が明記されていますが、現状の人員体制と報酬待遇などで対応できるでしょうか。鳥取県内では最低の待遇です。恥ずかしくて仕方ありません。国・県は報酬も補助対象にしていますから、職員体制の充実と待遇改善(向上)を図るべきです。	文化センターの職員については少ないというご意見も伺っておりますが、人権・同和教育課も協力しながら事業に取り組んでおります。	④
42	その他	多くの人権課題がある中、人権施策にしっかり取り組もうとすれば、また、人権侵害を受けた人へきちんと対応しようとするれば、人権問題や差別問題への認識が深い職員が、一定の数必要だろうと思います。特に、役割の多い文化センターは、現状の職員数で十分な対応ができるのか、検討していただきたいと思います。	同上	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
43	その他	<p>基本計画(案)・実施計画(案)の作成は、そもそも審議会や検討会議等が実施されているのだろうか。当事者団体や第三者機関等を含めた、様々な立場の方々によって審議され、考えられた案でないなら、いかなるものかと思われる。</p> <p>いかなる時も、合意形成が必要である!!無理に急がなくても、令和5年度にできあがれば良いと思う。</p>	<p>昨年度の計画策定の反省を踏まえ、今年度は庁内チーム会議や、人権尊重の社会づくり審議会で多くの審議を経てパブックコメントを実施します。</p>	④
44	その他	<p>どの人権分野も、「差別の現実」を見すえた上で取組むことが重要である。「差別の現実」に深く学び、正しい認識に基づいた企画・立案につなげてほしい。</p>	<p>さまざまな人権問題について、差別の現実には深く学び、差別を受けた人、差別をした人だけの問題と捉えるのではなく、周囲が自分事として関心を持ち解決に向けて一緒に考え取り組んでいくことができるよう人権啓発を行っていきます。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
45	その他	<p>この計画(案)が、絵に描いた餅にならないよう、しっかりとした対応をしてほしいです。人権は個別案件ではありません。すべての人が学び、「だれひとり取り残されない」町であってほしいと強く望んでいます。</p> <p>どの人権分野でも、実際の取り組みで必要なのは、人や人権に対する正確な認識であり、それを可能にする「実態からの学び」です。特に、差別行為にあった人に対しては、速やかな救済が望まれますが、担当職員の考えによって対応が異なる実態があります。過去にできていたことが速やかに行われないのは、個人の力量不足ではなく、行政の怠慢だと思います。</p> <p>どの人権分野でも、差別の実態に学び、被差別当事者の声をしっかり反映させてほしいです。</p>	<p>計画の推進体制も明確にし、第4章の「具体的な取り組み(実施計画)」については、毎年実施状況について取りまとめを行い、点検・評価を行います。</p>	④
46	その他	<p>各地区公民館での研修に、人権課題を必ず組み込んでほしい。</p>	<p>9ページ、第2章「人権施策の推進方針」(3)の「施策の基本的方向」に「公民館等の社会教育施設等においても講座の開催や交流活動など、人権に関する多様な学習機会を提供する。」ことを記載しました。</p>	①
47	その他	<p>この計画(案)以前に、「基本方針」自体が、各課の職員に充分周知され、理解されているようには感じられないが、どうだろうか。実施計画を見ても、課によって温度差が感じられ、意欲がなかなか見てこない面がある。</p>	<p>基本方針の第4章「具体的な取り組み」については、毎年取り組みについて各課でまとめていきます。庁内チーム会議の委員を中心に各課に基本方針が周知されるようにしていきます。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
48	その他	<p>どの分野でも、相談した際に「連携して対応する」とあるが、「たらい回し」となることはないだろうか。人権・同和教育課や各担当課が、人権施策を十分理解して対応すると考えていだろうか。職員の異動等で、対応が「できない」「知らない」では困るので、同じように、きちんと対応されることが重要だと思う。</p>	<p>職員で構成される庁内のチーム会議を中心に、人権施策推進方針の取り組みが実施されるように推進していくとともに、毎年の取り組みについても取りまとめを行い、職員が異動してもわかるようにしていきます。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
49	その他	<p>人権を侵さない努力をしなければ、誰でも他者を傷つけてしまう可能性がある。だから、「あらゆる差別の撤廃に関する条例」が必須だと思う。条例がないから人権が守られない町になってしまっている、という面はないだろうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、偏見や差別意識等により、誰でも他者を傷つけてしまう可能性があると言われていています。最近では「アンコンシャス・バイアス(無自覚な偏見)」が指摘されるようになり、「本人は問題性に気づいていないが、言動に出てしまう先入観や偏見」が「多様性を認め合う社会」の実現にとって、大きな障がいになっているとされています。人権侵害事案が連日報道され、被害者が次々と生み出されている現状では「差別禁止のための、より厳しい法律や条例の制定を検討すべき」という声にも一定のあると思われまます。ただし、留意すべき点として、「差別や偏見はいけないことだ」という外発的な動機だとかえって偏見が強化されたりするなど逆効果になることが少なくないという側面もあります。「条例がないから人権が守られない」ではなく、「学びあい、つながりあう中でお互いの偏見を自発的に乗り越え合う」協働による人権尊重の町づくりをめざしていきたいと考えております。</p>	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	令和5年3月に実施したパブリックコメントで 提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
50	その他	<p>今回の計画が、琴浦町に住む人、働く人、通学する人、そして、これから移住する人にとっても、魅力のひとつとなるような計画となることを願っています。</p>	<p>人権施策基本方針を推進し、「誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現」「自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現」「誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けて取り組んでいきます。</p>	④